| | |
|---|---|
| 6　南緯三十度以南の海域 | 一　次のイからニまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、ニに掲げる措置を講じる場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。<br>イ～ニ　（略）<br>二　第三項第三号ホの規定は前号ハに掲げる措置について、第三項第三号への規定は前号ニに掲げる措置について、第四項第二号イの規定は前号ロ(1)に定める漁具の使用について、第四項第二号ロの規定は前号ロ(2)に定める漁具の使用について、それぞれ準用する。 |
| 第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域 | |
| 1　（略） | （略） |
| 2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線 | 一　（略）<br>二　前号に掲げる措置は、それぞれ次のイからトまでに掲げる措置ごとに当該イからトまでに定める方法により講じなければならない。<br>イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄<br>の実施　次に掲げる方法<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　使用する舷側吹流し装置が次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たすこと。<br>(i)・(ii)　（略）<br>(iii)　おどしは、太さ二十ミリメートル以上とすること。<br>(iv)　枝おどしは、太さ十ミリメートル以上とし、各おどしの先端に取り付け、無風の状態においてその一部が水中に沈む長さとすること。<br>(4)　（略）<br>ロ～ヘ　（略） |

| | |
|---|---|
| 5　南緯三十度以南の海域 | 一　次のイから二までに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。<br>イ～ニ　（略）<br>二　第二項第三号ホの規定は前号ハに掲げる措置について、第二項第三号への規定は前号ニに掲げる措置について、前項第二号イの規定は前号ロ(1)に定める漁具の使用について、前項第二号ロの規定は前号ロ(2)に定める漁具の使用について、それぞれ準用する。 |
| 第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域 | |
| 1　（略） | （略） |
| 2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線 | 一　（略）<br>二　前号に掲げる措置は、それぞれ次のイからトまでに掲げる措置ごとに当該イからトまでに定める方法により講じなければならない。<br>イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄<br>の実施　次に掲げる方法<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　使用する舷側吹流し装置が次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすこと。<br>(i)・(ii)　（略）<br>(iii)　おどしは、太さ二十ミリメートル以上とし、その先端が水面に触れる程度の長さとすること。<br>（新設）<br>(4)　（略）<br>ロ～ヘ　（略） |